

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

〈くらし創造部、景観・環境局、農林部、警察本部〉

開催日時 令和2年3月16日(月) 10:03~14:28

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

小泉 米造 委員長

田尻 匠 副委員長

小村 尚己 委員

樋口 清士 委員

川口 延良 委員

亀甲 義明 委員

中川 崇 委員

池田 慎久 委員

西川 均 委員

阪口 保 委員

岩田 国夫 委員

山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事

末光 総務部長

榊田 くらし創造部長兼景観・環境局長

杉山 農林部長

大橋 警察本部長

雨宮 警務部長

桑原 生活安全部長

山崎 交通部長

木下 警備部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 2月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○小泉委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、くらし創造部、景観・環境局、農林部、警察本部の審査を行います。

なお、理事者において、大山農業経済課長、中岡刑事部長が欠席されておりますので、ご了承願います。

これより、質疑に入ります。その他の事項も含めて質疑等があれば、ご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。また、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますようお願いいたします。

それでは、ご発言願います。

○中川委員 2問質問したいと思います。

まず、1問目ですけれども、今回、予算にはありませんが、主要農作物種子法の廃止に関連した質問です。

主要農作物種子法が廃止され、県として、原原種の生産等に関する根拠となる法規がない状態です。他府県においては、既に半数ぐらいが条例の制定等を行っているのですけれども、奈良県ではまだそういった動きがないと聞いています。先日、農業水産振興課の方と話をしましたが、確かに根拠となる法規はなくなったけれども、米麦改良協会と覚書を交わして、引き続き安心できる環境が保たれており、原原種の生産なども県が責任を持って行っていると聞いています。

ただ、根拠となる法規がない状態であり、県と米麦改良協会との間の覚書のみであるということで、消費者に不安が残っていると思います。現在、署名活動などが起こっている中で、何らかの根拠となる法規が必要ではないかと考えています。直近であれば、奈良県豊かな食と農の振興に関する条例が審議されていますけれども、本当はそこに書き込めたらよかったのですが、もう議案ができてしまっていますので、条例そのものでなくても、関連する計画の中で、原原種に関しては県が責任を持って行うなど、ふわっとした文言でも構いませんので、今後、担保となる文言が必要ではないかと考えておりますけれども、いかががお考えでしょうか。

○田中農業水産振興課長 現在、県が優良品種として選定している種子の保管や、原原種の生産については、県の農業研究開発センターで実施しているところです。県として、主要農作物の優良な種子を確保し、栽培農家へ安定供給することが本県の農業にとって大変

重要であると認識しています。

今議会で提案しております奈良県豊かな食と農の振興に関する条例においても、基本理念の一つとして、安全で品質のすぐれた農畜水産物を提供すると掲げています。今後は、条例に基づき定めていく基本計画には、農畜水産物の安定的な生産についても記載することを予定していますが、優良種子の保管及び原原種の生産については、計画に記載することを含めて、どのような形で県民の皆様を示していくのか検討していきたいと考えているところです。

○中川委員 先日、話をしたときにはなかった前向きな話も盛り込んでいただけたと思っています。今後も検討を続けてもらいたいと思っています。ぜひともお願いします。

次に、NAFICのセミナーハウスについてです。

今年度の予算は1億6,000万円で、令和3年度の債務負担行為として15億8,000万円が予算に上がっているのですけれども、ランニングコストなどについては試算しているのでしょうか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 平成30年度に、NAFIC周辺の賑わいづくりの推進に関する基礎的調査と課題検討を行うための委託調査を行ったところです。この中で、ランニングコストについては5,000万円から6,500万円と推計されています。この調査結果も踏まえて、今後、ランニングコストについては精査していきたいと考えています。

○中川委員 当会派でも、セミナーハウスは、ほんとうに採算がとれるのかという議論をしておりますが、5,000万円から6,500万円程度、ランニングコストがかかるのではないかという答弁でしたけれども、それも踏まえて、決算の審査を進めていきたいと思っています。

○樋口委員 6点質問します。

まず1点目ですけれども、くらし創造部関連の質問です。

「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要・令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」の115ページの幼児向け運動・スポーツ実践促進事業ですが、令和2年度の取り組みについてお聞かせいただけますか。

○木村スポーツ振興課長 この事業については、幼児期に運動、スポーツを十分に行うことは、多様な動きを身につけるなど、生涯にわたって健康を維持し、何事にも積極的に取り組む意欲を育むということで、豊かな人生を送るための基礎になるという考えのもと、

これまで取り組んできました。

これまでの経緯ですが、県では平成28年度に、幼児向け運動・スポーツプログラムを作成しました。このプログラムは、遊びを通して、走る、跳ぶ、投げるといった基礎的な動作を身につけるための運動・遊びのプログラム、用具やルールを幼児向けに改良した競技スポーツのプログラム、栄養、睡眠の基礎知識や生活習慣の重要性を学ぶプログラムの3つのプログラムで構成されています。平成29年度から平成30年度にかけて、このプログラムを実践するために、県内の幼稚園や保育園等でモデル実施し、そのデータに基づいて、プログラムの有効性や効果の検証を進めています。今年度、プログラム普及のために、県内の幼稚園の職員を対象に、座学、実技を組み合わせた講習会を4回開催したところ、52の幼稚園、保育所から、68人に参加いただいたところです。

来年度の取り組みですけれども、このプログラムを、今後、さらに県内に広げていくために、モデル園の園長や近畿大学等の専門家で構成する幼児向け運動・スポーツ実践協議会を設置し、モデル園でのプログラム実践発表、意見交換などを行い、実践事例集として取りまとめて、県内の幼稚園、保育所等に配布し、さらなるプログラムの実践拡大につなげていきたいと考えています。

○樋口委員 わかりました。できるだけ広げていこうということですね。

保育士、幼稚園の教諭がスキルアップしていくための取り組みとして、協議会で協議をして、実践的な手引書をつくっていくということですが、どのような内容を盛り込んでいこうと考えているのでしょうか。運動の大事さなどについては、各園ともに認識して取り組んでおられるのだらうと思います。私は幼稚園にサッカーの指導などに時々行くのですが、幼稚園、保育所は女性が多いので、体の動かし方を伝えても、なかなか自分たちでは教え切れない部分があるということで、そこへ我々が行くと、「いつもと子どもの動きが違いますね。」と、非常に喜んでいただけるのです。日常的にやっている部分をさらにスキルアップしていくために、外部の人材を使う場合もありますし、内部でできるだけ充実させていくには、プラスアルファで何が必要なのかということも、ぜひいろいろ考えていただきたい。現在、モデル園でいろいろ実践的なことをやってこられて、評価しながら、いろいろ議論していくのだらうと思うのですが、自分たちにできること、できないことを検証して、どこを追加していけば、よりよい子どもの動きにつながっていくのか考えていただきたいと思います。また、外部の人材にどう頼っていくかも、ぜひその中に盛り込んでいただく必要があると思います。園で解決できる話とできない話が

あり、どこで線引きするのも、議論の中で考えていただきたいと思いますので、その点も含めて、これからの取り組みを期待していますので、よろしく申し上げます。

2点目は、木質バイオマスエネルギー普及促進事業についてです。

「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要・令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」の79ページですが、地域内エコシステムの導入可能性調査とあるのですが、目的、内容についてお聞かせいただけますか。

○山中奈良の木ブランド課長 まず、未利用間伐等の森林資源を木質バイオマス資源として有効に活用していくことは、森林の有する多面的機能の持続的な発展に資するとともに、林業や地域社会の活性化にもつながるものと考えています。

本県では、平成27年度に奈良県林業・木材産業振興プランを定めて、間伐材活用の有効な手段として木質バイオマスの利用を推進しているところです。同プランにおいては、数値目標を定め、未利用間伐の搬出量の拡大を図ってきたところですが、木質バイオマスの新たな取り組みとして、集落や市町村単位の森林資源を地域内で持続的に利活用する地産地消型の取り組み、これは地域内エコシステムと呼んでいますが、この推進を図っているところです。県内の具体的な事例としては、天川村では、平成28年度に天の川温泉の重油ボイラーが木質資源利用ボイラーに置きかえられました。

今年度については、国の地域内エコシステム構築事業の採択を受けて、地域内エコシステムの実現に向けた具体的な取り組みの検討を進めています。

○樋口委員 地域内エコシステムの実施単位は市町村か集落か。また、令和2年度は、どれぐらいの件数を実施していこうとしているのか、いかがでしょうか。

○山中奈良の木ブランド課長 現在、基本的には市町村と連携する形で、実施団体と協議の上、進めています。天川村については、令和2年度に向けて取り組みを進めていますが、それ以外のところでも、現在、約10市町村から県が相談を受けています。

○樋口委員 実施の主体は市町村ということですが、調査単位は、市町村全域で考えるのでしょうか。

○山中奈良の木ブランド課長 地域内エコシステムの考えは、確かに使うことについては市町村単位と考えられるのですが、エネルギーを供給する単位では、横の連携も大切だと考えています。地域内エコシステムに興味のある市町村の意見を聞きながら、横の連携をつなげる形での組織をつくれないうかを、現在、検討しています。

○樋口委員 成果は奈良県林業・木材産業振興プランにもつながっていくと思いますが、

現在のプランでもバイオマスについて触れられています。改定作業がそろそろ始まると思うのですが、そこに生かしていく意向を持っているのだらうと想像するのですが、そういうことでよろしいですか。

○山中奈良の木ブランド課長 現在のプランにも記載していますが、次のプランについては、さらに発展させる形で検討しています。樋口委員お述べの点についても、内容に取り込めるよう検討していきます。

○樋口委員 以前も申し上げましたが、木質バイオマス発電については、目標設定をもう少し明確にしていく必要があるのではないかと思います。また、エネルギービジョンと連動させていく必要があるのではないかと申し上げましたが、特に森林地域においては、エネルギーの自給自足に取り組んでいこうという大きな方針が、取り組みの中で見えていると考えています。次のビジョンでは、一定のエリアの中で、地産地消のエネルギー循環をつくり上げていくのだと、きっちり盛り込んで、成果を上げていただきたいと思います。

エネルギーの需給がどうバランスできるのか、どれだけの資源活用ができるのか、そういう資源がどれだけ出てくるのか、数字できっちり追いかけて、規模や具体策も含めて考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

3点目は、なら農地有効活用推進事業についてです。

「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要・令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」の138ページです。県内の耕作放棄地をできるだけなくしていくための事業だと思えますが、現在、県内の耕作放棄地の総面積はどの程度あって、県内の農地のどれぐらいを占めているのか、お聞かせいただけますか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 前回の農林業センサスによると、県内の耕作放棄地の面積は3,633ヘクタールです。農地全体の割合では21%ほどを占めております。

○樋口委員 結構ありますね。耕作放棄地は全国的な課題であり、どこの市町村も、これをどう解消するかというのは大きな課題になっていますが、なかなか進まないのが現状だと思います。県は、これまでも取り組みを進めてこられたのだらうと思いますが、これまでの主な取り組みと、令和2年度の新たな取り組みについて、確認させていただけますか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 これまでから、耕作放棄地の再生、発生予防に向けて、ハードとソフトの両面から耕作放棄地解消に向けて取り組みを行ってきたところです。ハード面については、耕作放棄地再生に向けての草刈りや農地の再生などを行って

ます。ソフト面については、農地中間管理事業による農地のマッチングにより、ソフト面の耕作放棄地の解消に関する取り組みを行っています。

今後の取り組みですが、地域内で、耕作放棄地について、集落ごとの話し合いにより、地域の農業をどのようにしていくのかを考えていく、人・農地プランを作成していただいた上で、耕作放棄地についても、どうしていくのか考えていく取り組みを行っているところであり、先ほどの農地のマッチング事業とあわせて、取り組んでいきたいと考えています。

○樋口委員 マッチング事業に関しては、個々個別の農地をどのように活用していくかということですが、なかなか耕作放棄される農地に、活用が追いつかないため、今度は集落単位で考えよう、面的に攻めていこうとなったのだと思います。

人・農地プランに関しては、これまでも取り組みがあったと思うのですが、新たに令和2年度に向けて、てこ入れしていく考えはあるのでしょうか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 これまでの人・農地プランは、あまり実効性が認められないプランでしたが、今後については、現況図や、将来的にどのようにしていくかを地図にする見える化などを考えており、本当に実効性の持てる、人・農地プランの作成を目指しているところです。

○樋口委員 これまで、各集落の方々が感覚的に、これではまずいと思っておられるところに、ビジュアル的なものを示して、少し危機感を持って考えていただくということかと思えますけれども、実際、それだけでほんとうに動くのかというのは疑問に思うところもあります。これから各集落で、どうしていこうか、いろいろ議論していくのだと思うのですが、課題を解決するためにどんな手だてが必要なのか、お金の話など、集落の人材や資源だけで解決できるのかといった話も出てくるのだらうと思います。恐らく、その議論の中から、課題解決に向けた、さらなる県の取り組みとして考えないといけないものが出てくるのだらうと思うのですが、そういう意味では、議論が進んでいくことは非常に期待しているところではあります。

全国でもよいと思うのですが、これまで、人・農地プランでうまく実績を上げている集落の事例は県で把握しているのでしょうか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 県内においても、集落営農を中心として、プランに基づいた農業振興により成果を上げている団体もあります。

○樋口委員 そういう事例を示しながら、こういうやり方もあるということで議論を引き

起こして、具体的に取り組もうという気持ちを喚起していくのだらうと思います。実際にやろうとしたときに、また課題が出てくると思いますので、このようなことの積み上げをどんどんしていただきたい。別の集落での議論や、よい例なども出てくるでしょうから、それらを紹介して、拡大していく取り組みを、ぜひしていただきたいと思います。令和2年度がスタートということであれば、非常に大事になってくるので、よく考えて盛り上げていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

4点目は、みつえ高原牧場活用検討事業についてです。

「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要・令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」の143ページですけれども、さきの一般質問で田中議員がこの件について触れられていたと思いますが、新「都」づくり戦略の中で、地域の観光交流拠点を加えて整備するという文言が見られます。令和2年度の予算概要の中には特に観光というキーワードは見られないのですけれども、現在または令和2年度で、観光に関して、県で何か取り組みを考えているのか、あるいは何か問題があってとどまっているのか、現状をお聞かせいただけますか。

○溝杭畜産課長 令和2年度については、まず畜産団地の整備ということで、日量400トン程度の水が必要になるので、用水調査と、かなり高低差があるので、それをどのように利用していくかの調査を行います。

観光の拠点については、県は、平成28年に御杖村と、まちづくりに関する包括協定を結んでおり、みつえ高原牧場の周辺地区が基本構想の策定地区となっています。御杖村に対しては、昨年末に、整備の方向性、来年度以降の用水調査を含めたスケジュール感を説明しています。

それから、少し観光とは離れますけれども、畜産団地については、過去に興味を示された農家からは、できる限り地元で雇用したいと聞いています。

観光牧場については、杉山農林部長が本会議でお答えしましたけれども、最近、家畜伝染病を防ぐためのバイオセキュリティが非常に重要となっていますので、衛生管理の徹底が畜産団地に最も重要であり、今後、一般の観光客が立ち寄るスポットを設ける場合においても、慎重な検討が必要と考えています。

御杖村と年末に話をしたときに、村からは、観光牧場の経営自体は、過去の公営の観光牧場を調べてもかなり厳しいということで、何が地域の活性化につながるか、既存の温泉施設等の活用も含めていろいろ検討していきたいということで意見交換しています。今後

も御杖村との情報共有と連携を深めて、みつえ高原牧場の整備が進められる中で、何がしたいかを検討したいと考えています。

○樋口委員 実際に現場に行ってみると、奈良県の中で、しかも山の中で、牧場がぱっと開けている景観というのは、なかなか珍しいと思います。ただ、今は生産活動だけが行われており、休憩施設的なものはありましたけれども、人も入っていませんし、入れる環境でもないように見えてましたが、非常にもったいないという感じは受けました。衛生管理のこともあり、大々的に、人と動物が触れ合う観光牧場までいくのは、なかなか難しい話だとは思うのです。ただ1点、気になったのは、そこでつくられているものは、ネットで販売されているのですけれども、現場に行っても、御杖村の道の駅に行っても商品が何も置いていないのです。来られた方々に全く発信されていないというのが現状です。せっかくいろいろな生産品のブランド化に取り組んでいる中で、地元からの発信があまりできていないことについて、どのような考え方なのか疑問に思っていますが、いかがでしょうか。

○溝杭畜産課長 かなり時間がかかりますけれども、将来的には県内で生まれた大和牛の生産拠点にしたいと考えています。現状のみつえ高原牧場の役割は、県畜産技術センターで、畜産農業協同組合連合会が預かっている乳用牛や和牛等の雌牛に受精卵移植をして、和牛の子どもをつくって、平地の農場で育てていただくというものです。乳用牛のおなかに和牛の子どもを入れて、生まれたら下の平地で育てます。乳用牛については、出産を経て、生乳が搾れるようになってから下へおろすという作業をしています。農家の支援をするのが今の役割です。

将来、畜産団地が整備されると、そこで大和牛の生産ができます。今は大和牛のネット販売なども一部では行っていますけれども、一旦下へおろして、下で育てて精肉化されたものを売っています。大きな複合施設はバイオセキュリティの関係上なかなか厳しいと思いますけれども、実際に生まれたところから発信するというのは、わかりやすい手法ですので、これから畜産団地を整備する中で考えていきたいと思っています。

○樋口委員 今はまだ、人がそんなに流れていないところですから、あまり大きくやっても大変だと思います。ただ、曾爾村は非常にたくさん人を集めていて、レストラン、朝市、入浴施設もあります。特にあのあたりはライダーが季節になるとたくさん来られていて、人の流れはそれなりにあります。道が枝分かれして、片方は御杖村に向かうのですけれども、今は、そちらへ流れる人はあまりいませんが、競争して行って、流れを変えていくことも必要だと思います。大きな施設でなくても、例えばカフェやレストランなどをつくる

だけのスペースは十分にあります。年間を通してやるのが難しければ、季節型でも結構だ
と思うのですけれども、そこで、ソフトクリームや大和牛のカレーなどを売れば、来られ
る方に少しはイメージが伝わっていくので、そのようなことも積み重ねながらブランドを
こしらえていくことも必要だと思います。

いずれにしても、御杖村が考えるべきところも多々あると思いますので、いろいろ検討
していただきながら、ぜひ積極的に進めていっていただきたい。大きくやると大変だけれ
ども、小さくやることは可能だと思いますので、そこで成功すれば、徐々に大きくしてい
くということで、段階的に考えていけばいいことだと思いますので、ぜひよろしくお願
いします。

次に、5点目ですが、奈良県フォレスターアカデミー開校準備事業についてです。

「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要・令和元年度一般会計2月補正予算案の概
要」の146ページにありますが、これまで、いろいろな場で質問されて、また答弁もい
ただいている中で、もう一つ、はっきりと見えてこないのがフォレスターの役割と職能と
は何だろうかということです。スイスの事例はよく教えていただくのですけれども、奈良
県フォレスターとは、どのような資格を持った、どのような役割を果たす人なのかを、具
体的に教えていただけますか。

○松田新たな森林管理体制準備室長 奈良県フォレスターの役割や職能についてお答えし
ます。

奈良県フォレスターは、現在、導入を進めている、新たな森林環境管理制度を担う中心
的な人材として養成を検討しているところです。

フォレスターの業務ですが、奈良県フォレスターは、従来から県職員が行っている林業
の普及、指導などの業務に加えて、今議会に上程しております奈良県森林環境の維持向上
により森林と人との恒久的な共生を図る条例に基づく森林区分の誘導などの業務を担当す
るほか、現在は市町村が担っている伐採届などの事務を支援する業務を担当する予定です。

フォレスターの養成、配置については、令和3年に開校する予定の奈良県フォレスター
アカデミーのフォレスター学科で2年間、1クラス10名に奈良県フォレスターに必要と
なる知識、技能の教育を行い、当学科を卒業後、奈良県職員採用試験に合格した者を中心
に奈良県フォレスターを任命し、県内市町村に駐在させていく予定です。

今後、養成する奈良県フォレスターの人数ですが、新たな制度は、スイスの制度を参考
としているのですけれども、本県とスイスでは地理的条件や法制度が異なるため、あくま

で仮の目安ですが、スイスのフォレスターが1人当たりおおむね2,000ヘクタールを担当していることを参考に、奈良県の私有林は約26万ヘクタールありますので、これを2,000ヘクタールで割ると130人必要となりますし、私有林のうち、人工林の施業放棄林が約8万ヘクタールあると想定されておりますので、仮にこれを担当すると想定すると40人という計算になります。奈良県フォレスターの人数については、今後、市町村との間で、支援する業務に関する協議を行い、業務量を精査の上、フォレスター学科の卒業生が就職を始める令和5年度に向けて、協議を進めていきたいと考えているところです。

○樋口委員 毎年、奈良県フォレスターアカデミーから輩出される人材は何人で、市町村へ派遣していく人数は大体何人ぐらいを想定しているのでしょうか。

○松田新たな森林管理体制準備室長 1クラス10名を予定しており、現在、約半数程度を奈良県職員として採用し、奈良県フォレスターに任命したいと考えています。また、フォレスター学科卒業後の奈良県職員以外の進路としては、民間事業体や森林組合の幹部候補としての就職を想定しており、奈良県フォレスターと同じ教育を受けた者を民間に配置し、県内の森林管理を推進していきたいと考えているところです。

○樋口委員 毎年10人輩出して、5人ほどを県職員として雇い入れて市町村へ派遣するということで、役割としては、森林管理にかかわる、もろもろの管理作業的なものを担っていくということです。今の県内の私有林は約26万ヘクタールで、これを1人2,000ヘクタールずつ担うと、奈良県フォレスターは130人ぐらいになりますが、一旦雇うと30年ぐらい勤務されるのです。スイスの事例によると、ずっとその人が同じ場所を管理していく制度のようではすけれども、毎年5人を上手に割り振って定着させていくことができればいいのですが、途中でやめる方がいたり、あそこは行きたくないという場所が出てくると思うのですけれども、バランスよく、きちんと配置できるように考えていただく必要があるのか、まだ、実際に人が配置されていない段階でどうなるかというのは見えないので、やりながら考えることになると思います。どれだけ定着していただけるか、県の森林全体をどのような形で割り振って見ていくのかは、これからの検討課題だと思いますので、長期的展望に立って、どのように人を配置していくのか考えていただく必要があります。また、配置される人材の育成の仕方や、何人配置するかについても、いろいろ考えていかないといけないと思います。今はまだ、これ以上のことは申し上げませんが、進捗や動向を見ながら、皆さんで考えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

最後は、警察本部への質問で、子どもの移動に係る安全の確保についてです。

「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要・令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」の51ページですが、対応が必要となる箇所がどういった方法で抽出されているのか、また、抽出した箇所は何カ所なのか、確認させていただきますか。

○山崎交通部長 去年も滋賀県等で、いろいろ大きな事故が発生しており、登下校にかかわる交通事故の発生状況を緊急に調査した結果、緊急に対応すべき箇所として、過去5年間で、県内の通学路に係る場所で、23件の交通事故があった22カ所について、緊急に点検し、必要な対策を講じていくことにしております。

○樋口委員 これまで事故があった箇所をピックアップしたということですがけれども、事故の経歴がなくても、やはりここは危ないというところについては、例えば幼稚園の先生や保護者と一緒に確認するといった取り組みはしていないのでしょうか。

○山崎交通部長 事故のあった場所や通学路・お出かけ園路についても、続いて調査しているところです。

○樋口委員 調査しているところなので、今後、調査結果が出てくると思うのですけれども、調査結果で出てくる危険箇所、対応が要る箇所については、令和2年度当初予算には計上されていないということですか。

○山崎交通部長 大津の交通事故の対策と同様に、ほかの区域についても予算計上は行っています。

○樋口委員 今の話では、事故のあった22カ所を抽出して、それに対応するための予算を組んで提出したということで、現在、それ以外に危険なところはないかを調査中ということなので、話をつなげると調査結果はこれから出てくるということですね。そうすると、調査結果が出てくる箇所に関しての予算はあらかじめ組んであるということですか、それとも、組んであるのは22カ所分だけで、それ以外は、今後、調査結果を見てから予算要求するということですか。

○山崎交通部長 緊急に点検した箇所に加えて、国からの調査箇所もあることから、あわせて必要な箇所については計上しておりますが、全部ではありません。

○樋口委員 わかりました。今後、調査すると出てくる危険箇所が多分あるのだろうと想像しますが、現在は、恐らく見えている分の予算のはずなので、見えていない危険箇所が出てきた場合、早急に手当てをしていかないといけないので、補正予算を組むなど、できるだけ早く対応していただくよう、よろしくお願いします。

○**阪口委員** 樋口委員の質問と関連しておりますが、新たな森林環境管理制度の導入ということで、予算として3,527万円が計上されています。その中に、奈良県フォレスターアカデミーの人材養成のことなどが載っているわけですが、私からは、森林のあり方についての質問です。

質問に当たって、吉野の山林の持ち主と話をしてきましたが、やはり、昔と違って吉野杉の価格が下がって、維持管理が大変だそうです。木を切り出した後に植林をすると採算がとれないということです。

県は、新たな森林環境管理制度を導入するということですが、現状としては、これは非常に望ましいあり方だと思います。その4機能の中に生物多様性がありますが、私は県議会で、ポリネーターであるニホンミツバチや昆虫が減少すると果樹の受粉率が下がるなどという話をしましたが、生物多様性に関して実施しているミツバチが減少しているかどうかといった調査について、お聞きしたいと思います。

○**松田新たな森林管理体制準備室長** 新たな森林環境管理制度における生物多様性とニホンミツバチについてお答えします。

本県で導入を進めている新たな森林環境管理制度では、スイスの森林管理を参考として、森林が有する森林資源の生産・防災・生物多様性保全・レクリエーションの4つの機能を高度に発揮させることを目的として、目指すべき森林への誘導などに取り組むこととしています。目指すべき森林については、さまざまな樹種、樹齢、樹高で構成される恒続林、杉、ヒノキの生産を継続する適正人工林、地域植生で構成される自然林等の区分を設け、各地域の特性に応じた森林整備を推進したいと考えているところです。

このうち、木材生産と環境保全を両立させる恒続林は、自然に発芽した樹木を育てる天然更新を基本とする森林であり、恒続林への誘導に当たっては、阪口委員お述べのとおり、天然更新を手助けするポリネーター、日本語では受粉者と呼ばれていますが、この役割が大変重要になると認識しているところです。ニホンミツバチについては、草花だけでなく樹木の受粉も手助けし、また、完全には冬眠しない昆虫と言われており、春先から活動する貴重なポリネーターであると言われていています。

現在、森林が有する4つの機能のうち、生物多様性保全機能については、評価する指標が確立されていないのが現状です。そこで、ニホンミツバチのポリネーターの役割に着目し、その生息状況等を分析することにより、生物多様性の簡易な評価指針とする取り組みを民間の自然保護団体と協働して進めているところです。

今後、ニホンミツバチをはじめ、さまざまな昆虫が生息しやすい、生物多様性を保全する多様な森林づくりを実践していきたいと考えています。

○阪口委員 奈良県の新たな森林環境管理制度の森林の4機能の取り組みは、他の自治体と比べても、進んでいると評価しています。今後、いろいろな問題があるかも知れませんが、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

2点目は景観・環境局に、プラスチックごみの削減についての質問です。

新規事業として200万円計上されています。関西広域連合や本会議でもプラスチックごみの削減について質問していますが、大きなところでは、プラスチックを減らすことで化石燃料を使わないので、CO₂削減や地球温暖化の阻止につながるのではないかと考えて、いつも質問しているわけですが、額は200万円と少ないですけれども、新規事業として、これを突破口に何か進んでいけばと期待しているわけですので、その200万円について、内容をお聞きしたいと思います。

○辻岡廃棄物対策課長 プラスチックごみ対策事業についてお答えします。

本会議において、梶田景観・環境局長が答弁しましたとおり、プラスチックごみを削減するためには、排出抑制と再利用・再生利用の促進が重要となります。また、海洋プラスチックごみ問題に対しては、内陸県である本県では、県内の河川から海に流出するごみをなくす取り組みが求められ、ポイ捨て、不法投棄の根絶が重要と考えています。

令和2年度は、新たな取り組みとして、県内の河川から海に流出するごみの実態を把握する必要があると考え、大和川や吉野川で実施されている清掃活動や環境イベント等を活用して、プラスチックごみの量や割合を調査・分析する予定です。この結果をもとに、川にごみを捨てない、流さない実践活動を広めるための啓発パンフレットを作成し、市町村や関係団体に配布するとともに、県ホームページや環境イベントなどを通して、広く県民に情報発信していきたいと考えています。

また、事業者、NPO等を対象とした、プラスチックごみの現状や先進的な取り組み事例を共有するためのセミナーの開催を予定しています。

さらに、洪水時などに、事業所から製品やごみを河川に流出させないための取り組みとして、来年度より、ごみの多量排出事業所の中から毎年度10カ所程度を選定し、事業所内での製品やごみの適正管理の協力を要請することとしています。

プラスチックごみ対策事業以外にも、これまで取り組んでいて、これからも継続していく取り組みがあり、まず、排出抑制の取り組みとして、県のホームページや県民だより、

環境イベントなど、さまざまな機会を通して、買い物袋の持参や過剰包装の自粛、容器のリユースなどを啓発し、再生利用の取り組みとして、市町村で分別回収や容器包装リサイクル等の取り組みが進められていることから、市町村間で好事例や課題等を共有し、さらなる取り組みの推進を図れるよう、県と市町村担当者によるワークショップを年2回開催することとしています。さらに、ポイ捨て、不法投棄の撲滅の取り組みとして、大和川一斉清掃や吉野川マナーアップキャンペーン等の啓発イベントの実施、きれいに暮らす奈良県スタイル推進協議会での表彰やジャーナル等を活用した川をきれいにする実践活動の拡大を行っていきたいと考えています。

今後、県民一人ひとりがプラスチックごみをなくしていこうという意識を醸成するため、関係市町村や関係団体と連携・協力しながら実践的な取り組みを推進していきたいと考えています。

○阪口委員 関西広域連合でも、大阪湾の海洋プラスチックの削減ということで取り組んでいるわけです。ただし、大阪湾の海洋プラスチックを減らそうと思えば、淀川や大和川などの流域自治体が頑張らないといけないことになりますので、先ほどの答弁に、大和川の取り組み等もありましたので、引き続きよろしくお願いします。

3点目の質問は動物愛護についてです。

年々、動物譲渡推進事業等の内容も少し変わると思いますので、TNRモデル事業と動物譲渡推進事業について、詳細をお聞きしたいと思います。

○田中消費・生活安全課長 TNRモデル事業は、県と市町村の協定に基づく本県独自の事業です。具体的には、市町村が自治会等から申し出を受け、対象エリアを特定し、県が所有者不明猫の不妊去勢手術をできるだけ一斉に実施することにより、新たな子猫が生まれてこないようにする取り組みです。本事業は、平成30年度から橿原市でスタートさせ、今年度は、6つの市町村で実施しています。また、来年度は、9つの市町村から要望を受けているところです。

また、動物譲渡推進事業では、猫の譲渡数をふやすための取り組みとして、ミルクボランティアという制度があります。ボランティアの方をお願いして、幼い猫にミルクを与えるという制度で、平成29年度から開始しております。ボランティアの数ですけれども、最初は11人でしたが、現在は25人です。また、ミルクボランティアによる飼育を経て譲渡した猫の数は、平成29年度は22頭、平成30年度は52頭と増加しており、ミルクボランティアは、譲渡に大きく貢献していただいていると考えています。

○**阪口委員** 私が議員になり3期目ですので、もう10年ほどになりますが、そのときと比べると、動物愛護の譲渡の問題や、TNRの問題などは、かなり進んでいると認識しております。TNRについては、本年度は、6つの市町村で実施し、来年度は、9つの市町村から要望があると先ほどおっしゃったので、当局としても、TNRの取り組みについては進んでいると考えているのか、お聞きしたいと思います。

○**田中消費・生活安全課長** TNRについては、県で不妊去勢手術をするということで、昨年度は68頭の手術を行い、今年度は170頭余りということで、年々進んできております。来年度についても、9市町村から200頭を超える要望を受けている状況であり、進んできていると考えています。

○**阪口委員** 引き続きよろしく申し上げます。

最後の質問は、警察本部についてです。

地域住民からの相談はよくあるわけですが、警察本部に対しての相談で一番多いのは、「横断歩道の白線が消えている。何とかならないか。」というもので、予算の問題もあると思いますが、白線の執行状況をお聞かせいただきたいと思います。

○**山崎交通部長** 警察が所管している道路標示の整備等についてですが、令和2年度、警察が所管する道路標示の補修や新設の予算として、横断歩道が45.2キロメートル、停止線や速度規制標示などが62キロメートルを計上をしています。過去の道路標示の予算の推移については、横断歩道が、平成29年度で21.2キロメートル、平成30年度で25.6キロメートル、令和元年度で26.2キロメートル、また、停止線等については、平成29年度で22.2キロメートル、平成30年度で50キロメートル、令和元年度で50.4キロメートルの予算を執行してきたところです。

道路標示の執行状況は、平成30年度で約99%を執行しています。また、令和元年度は、令和2年2月現在、横断歩道で21キロメートル、停止線等で32キロメートルが完了していますが、令和2年3月12日現在、横断歩道で約44キロメートル、また停止線等で約82キロメートルの要望があるため、3月末まで整備事業にしっかりと取り組むとともに、令和2年度においても、同様に取り組んでいきます。

○**阪口委員** 最後にお聞きしたいのは、執行していこうと思っても、予算措置がなければ執行できないので、予算措置について十分満たされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○**山崎交通部長** 実施できなかった要望については、道路標示の摩耗等の状況に鑑みて、

令和2年度において実施していきます。

○**阪口委員** 普通の道路であれば市の管轄部分もあると思いますけれども、住民の要望で白線が多いので、財政課としても、予算措置していただければありがたいと、要望して終わります。

○**池田委員** 数点質問します。

まず、「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要・令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」の115ページです。令和12年の第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、奈良国体開催準備事業として450万円の予算が計上されています。令和12年の国体開催に向けて、本番までの全体のスケジュールと、今後、どのように競技会場の選定などの諸準備を進めていくのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○**木村スポーツ振興課長** 国民スポーツ大会については、先日、知事から令和12年の開催招致について表明いただきました。この大会の開催に向けて、まず開会式会場等の拠点施設の整備を急ぐ必要があり、代表質問で知事が答弁したとおり、来年度に整備基本計画に着手したいと考えています。

また、来年度早々に、開催要望書を文部科学省等の関係機関へ提出する予定であり、夏ごろには内々定をいただけるのではないかと見込んでいます。内々定を得た後、県が事務局となって大会準備のための準備委員会を設置したいと考えています。準備委員会では、先催県の例などを参考に、競技会場の選定、競技運営、大会式典の開催、広報、ボランティアなどの諸準備を進めていくことになるわけですが、準備委員会の設置後は、まず、競技会場の選定から進めていきたいと考えています。

国民スポーツ大会は、約40の競技を実施するため、会場については、県、市町村、学校の施設を使用する必要があります。どの市町村でどの競技を行うのかについては、市町村や競技団体と十分に調整を図りながら決定していきたいと考えていますが、開催6年前の令和6年度までには競技会場を決定する必要があると考えています。

そのほか、式典計画、宿泊・輸送計画、ボランティア計画なども進めていきます。また、広報等の大会周知についても計画的に展開していきたいと考えています。

今後も、本番年までの約10年間ですが、市町村、関係機関・団体と連携を密にして、これらの準備を進めていきたいと考えています。

○**池田委員** 10年後ということで、夏ごろに内々定をいただければ、本格的な準備に入

るスケジュールということです。

ことは、東京オリンピック・パラリンピックが夏に予定されており、来年開催のワールドマスターズゲームズ2021関西の会場が奈良県にもあります。そういう意味では、スポーツに対する機運が醸成されており、奈良県において、10年後ではありますが国民スポーツ大会が開催されるということで、それに向けてやっていく、準備を進めていく非常によい時期だと思います。

これまで奈良県においては、だれでもいつでもどこでもスポーツを楽しめる環境整備を目指してきています。私も奈良市で、社会体育の部分で競技団体の役職を持たせていただいて、かかわりがあります。もちろん県民全体の生涯スポーツ、スポーツを気軽に楽しめる環境をつくっていただくことも大事ですけれども、国民スポーツ大会が10年後ということで、一つ目標ができたわけですので、今後、競技スポーツへも力を入れていって、アスリートの育成にもしっかりと力を入れていくことも、ぜひ検討していただき、国民スポーツ大会の成功に向けて頑張りたいと思います。

また、40にも上る競技が行われるため、市町村や関係施設の所有者、あるいは競技団体との連絡調整は非常に大事だと思いますので、密に連携をとっていただき、素晴らしい大会になるようお願いしておきたいと思います。

次に、養豚業を守る県の支援についてお尋ねします。

奈良県においては、特に畜産業、農業に力を入れており、ブランド化、生産力の向上、安定供給、販路拡大など、いろいろな形で農林部を挙げて取り組んでいただいているわけです。

何もないところから新しいものを生み出していくチャレンジ、新たな分野へチャレンジしていくことも大変重要ですが、既にあるものをしっかりと守って、育てて、伸ばしていくといった取り組みは、より大切で、大変重要だと思っています。

特に畜産業においては、大和畜産ブランドである大和牛、大和肉鶏、大和ポークについて、生産者とともに県もしっかりと頑張りたいと思っています。そのような中で、昨年来、私がかかっているCSF、豚熱についてお尋ねしたいと思います。

CSF、豚熱は、昨年までは豚コレラと言っておりましたが、名称がCSF、あるいは豚熱と呼び名が変わっています。このCSF、豚熱については、昨年12月に本会議の一般質問で私からお願いしていましたワクチン接種が実現しました。このワクチン接種の実施状況ですが、時期、対象頭数、新しい素豚（子豚）へのワクチン接種について、

今後どのようにしていくのか、説明していただきたいと思います。

○溝杭畜産課長 昨年末に隣接県である奈良県もワクチン接種地域と認められ、本年1月20日よりワクチン接種を開始しました。1月30日に初回分の接種を行いました。奈良県では約6,000頭が飼育されているのですけれども、そのうち離乳前の豚と出荷直前の豚を除き、約4,000頭について初回分の接種を完了しています。なお、初回接種の手数料については、急に発生した農家負担であることを考慮し、全額免除としています。この3月2日には、法律で定められている免疫の保有状況の検査も完了しており、十分に免疫がついていることを確認しております。

今後は、引き続き、新たに生まれてくる子豚や、よそから導入した豚、母豚、種豚への定期接種を行うとともに、それだけでは不十分ですので、養豚農家に対して、衛生管理の徹底をお願いすることとしています。

○池田委員 12月の暮れに国に要望書を提出していただき、年明け後、準備が整ってすぐにワクチン接種をしていただいたおかげで、農家は安心されたわけですし、また、答弁にあったように、免疫の保有状況も調査し、完了したということで、一定、奈良県はこれで大丈夫と感じているわけですが、CSFは、まだまだおさまる気配がありませんし、アフリカ豚熱も新たな脅威として心配されているところです。

そのような中で、「令和2年度一般会計特別会計予算案の概要・令和元年度一般会計2月補正予算案の概要」の143ページに、CSF（豚熱）対策強化事業として2,000万円の予算が計上されていますけれども、どのような予防対策、防疫対策を実施していくのか、説明していただきたいと思います。

○溝杭畜産課長 平成30年9月に岐阜県でCSFが発生しました。その後、CSFの緊急対応として、既存の防疫経費と昨年度の9月補正予算により、農家への電気柵や消毒用の噴霧器の貸し付け、県の家畜保健衛生所で使用するウイルス用検査機、万が一CSFが発生した場合の電殺器の整備を行ってきました。県内でワクチン接種が可能になったとはいえ、隣接県では、CSFウイルスに感染した野生イノシシが確認されています。そのため、さまざまな状況に迅速に対応するため、所要の経費を計上しています。

具体的には、今後、継続的に実施するワクチン接種に要する必要なワクチンや注射器の購入、昨年11月より市町村や猟友会の協力を得て実施している野生イノシシのサーベイランスに関する費用、緊急的な事態が発生した場合に農家に配布する消毒用の消石灰等の消毒用資材の購入に要する経費を計上しております。

○池田委員 奈良県も、しっかりと引き続き対策を講じるべく予算計上しているわけですが、現在、国においては、CSF、豚熱の封じ込めのために、ワクチンベルトを構築して対応に当たっておられます。野生イノシシを介して豚に豚熱が感染していくので、その広がりをおさえるために、感染した野生イノシシを外に出さないようワクチンベルトを東日本と西日本の両サイドに設けています。ところが、ワクチンベルトの外側に当たる三重県伊賀市において、先週の3月11日に、豚熱に感染した野生イノシシが見つかりました。伊賀市ですから奈良県に非常に近い場所ということで、奈良県はワクチン接種をして免疫の保有状況についても一定大丈夫とは思われているものの、万が一、野生イノシシを介して、CSF、豚熱に感染してしまうと、その農場の豚は全て殺処分になって、たちまち大変なことになってしまうわけです。そのため、奈良県内の農家においては、大きな不安が広がっています。

そこで、質問ですが、奈良県の農家が育てている豚は、豚熱ワクチンを接種をしているので、出荷制限はかからないと私は理解しているのですが、そのとおりで間違いなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○溝杭畜産課長 国が定める防疫指針によると、イノシシの豚熱感染が確認された地点から半径10キロメートル以内に養豚農家がある場合は、原則、豚の出荷等が制限されます。ただし、池田委員お述べのとおり、ワクチン接種地域である場合は、出荷制限の対象外となるため、県内の養豚農家への影響は今回はありませんでした。なお、制限を受けていないとはいえ、伊賀市の特に名張寄りの地域、県境に隣接している地域で確認されていることから、3月11日、夕方の三重県の合同発表後、直ちに県内の養豚農家に対して情報提供を行い、衛生管理の徹底を呼びかけております。

○池田委員 2月末にも、滋賀県甲賀市で、豚熱に感染した野生イノシシが確認されており、こちらも奈良県から近いということで非常に不安が広がっています。早速、農家からは奈良県でもワクチンベルトを設けていただきたいという声が寄せられていますが、設置には、いろいろな連絡調整や手続が必要だと伺っていますけれども、私も大きな危機感を持っていますので、奈良県内にワクチンベルトを設置できるように、ぜひ前向きに進めていただきたいと思いますので、お願いしておきたいと思います。

12月の一般質問でも取り上げておりますけれども、飼養衛生管理基準が厳格化される方向です。今後は衛生的な肥育環境を整えていく必要があるわけです。県内の養豚農家が、改正される衛生管理基準に対応していくために、県としてどのような助言、指導を行って

いくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○溝杭畜産課長 農家を守るべき衛生管理基準の根拠法は、家畜伝染病予防法ですが、本年4月に改正・公布され、7月には衛生管理基準の公布も予定されています。改正される基準については、防鳥ネットや野生動物の侵入防護柵の設置の義務化といった、養豚場の設備の改修を伴うものもあるため、施行日をずらして段階的に施行されることになっています。改正に伴い衛生管理基準は厳しくなり、県には、より一層適切に助言や指導を行うことが求められています。現段階では、県が助言、指導を行う際の具体的な指針や手引きは、4月以降に国から示されると聞いていますが、個別にいろいろ質問して確認しています。農家に、より早く基準に対応していただくため、ソフト、ハードを含めて、国の情報を整理し、できる限り早い時期に養豚農家の方々に説明会を行いたいと考えています。

○池田委員 ぜひ引き続き、国からの情報をしっかりとキャッチして、いち早く整理し、農家に対して情報提供、指導、助言をしていただきたいと思います。また、指導、助言にとどまらず、ぜひやっていただきたいのが、さまざまな支援です。飼養衛生管理基準の厳格化により、ハードの整備が必要なため、農家負担が非常に多額になるということです。そのために、行政からの財政的な支援がなければ整備ができないという悲痛な叫びが聞こえています。昨年、国の補助を受けて設置した野生イノシシ用の防護柵の農家負担分を、県が緊急的に全額補助しました。また、ことし1月に実施したワクチン接種においても、県が農家負担を支援するなど、これまで農家負担の軽減を図ってきたことは高く評価していますし、感謝を申し上げたいと思いますが、今後、衛生管理基準を満たすための整備や改修等に伴うハード面の費用についても、ぜひ補助していただく仕組みをつくっていただきたいと思いますが、県は、どのように支援していくつもりなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○溝杭畜産課長 昨年の、野生イノシシの侵入防護柵の設置に対する補助は、国2分の1、農家2分の1の補助制度でしたが、県は農家2分の1の全額を緊急的に負担することとしました。当時、隣接する三重県でCSFが発生しているにもかかわらず、本県がワクチン接種の対象外であったことに加え、当時、防護柵の設置が農家の義務ではなかったことから、緊急的に全農家を守る防疫対策を行うことが必要と判断し、農家の負担分を全額補助したものです。今回の衛生管理基準の改正に伴い、防鳥ネットの設置等、農家に義務づけられるハード的な整備についても、国は、昨年の侵入防護柵と同様に、国2分の1、農家2分の1の補助制度を設けています。一部整理中の設備もありますけれども、2分の1の

補助制度を設けています。国の予算措置がおくれたため、県の当初予算には計上していませんけれども、衛生管理基準の施行に支障が生じないように対応していきたいと考えています。

ただ、今回はCSFに対するワクチン接種も完了しており、昨年秋のような緊急的な措置の必要性はないと考えていますので、現段階では県単独の補助は行わない予定です。

○池田委員 補助を行わないと、はっきりと言われてしまうとなかなかなのですが、冒頭に申し上げたように、農家は何らかの病気やアクシデントでたちまち経営が苦しくなります。衛生管理基準をしっかりと守るための整備をしなければいけません、具体的にはハード面の整備で、ソフト面もありますけれども、県内の農家を見ていると、ご家族でやられている、どちらかというところが多いように思います。しかし、法律で定められて衛生管理基準を満たさないといけないとなれば、投資をしていかざるを得ないわけですけれども、そこまでできる農家が、果たして県内にどれだけあるのかと心配になっているものですから、ぜひ県として、財政的な支援をお願いしたいと再三にわたって申し上げているところです。今後についてもそうです。

補助はできないではなくて、今後、ぜひ検討していただきたいと思いますが、経済的な負担を少しでも軽くするための経済的な支援の一つとして、制度融資という方法もあるのではないかと思います。制度融資を受ける場合に、県から例えば利子補給という形でも支援をお願いしたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○溝杭畜産課長 昨年秋ぐらい、まだワクチン接種地域でないころの、いつ発生するかもわからないときに、いろいろと融資の相談をいただきました。家畜伝染病が発生した場合、県が利子補給をしたときに、ほぼ無利子で借りられる制度があるのですが、農家の売り上げがかなり落ちて、2割以上低下しないと融資の対象とならないと聞いています。現段階では、飼養衛生管理基準の改正に伴い、経費はふえますけれども、豚の価格は一定しており、売り上げに影響がない状態で、なかなか使いにくい制度になっています。ただ、飼養衛生管理基準の改正に伴い、防鳥ネットの設置や更新等、今後、継続的に資金が必要になることは確かですので、池田委員お述べの、農家が融資を受けた際の利子補給については、他府県、特にCSFの発生県や本県のような発生県に隣接する県の対応も調べながら、先ほど説明した制度だけではなく、農家に対する他の融資制度も含めて、幅広く検討していきたいと考えております。

○池田委員 ぜひお願いしたいと、現段階では申し上げたいと思います。

なかなかすぐに前向きな答弁はいただけないだろうと思いますけれども、例えば施設が老朽化していて、衛生管理基準を満たそうと、大規模な改修や工事を行うことになれば、自己資金だけでは農家負担の2分の1を負担できない農家が出てくるのではないかと心配しているものですから、お願いしているわけです。ぜひ養豚農家を守るためにも前向きな検討をお願いしたいと思っております。

一方、「奈良新「都」づくり戦略2020」の(128)に記されておりますけれども、大和畜産ブランドをよりよいものにしていこうということで、奈良ものブランド力の確立に結びつけるために、先ほど樋口委員が質問されましたけれども、大和牛については、みつえ高原牧場の整備による、県内産の大和牛の生産体制の確保を目指して、令和2年度から令和3年度にかけて優良血統牛の導入を進め、令和4年度以降で大和牛の増産を図ろうとする計画があります。また、大和肉鶏については、新しい大和肉鶏の商用化による生産コストの削減を目指して次世代大和肉鶏を作出し、令和3年度に生産段階、令和4年度に流通段階へ移行させようという具体的な計画が示されています。一方、大和ポークについては、おいしい大和霜降り豚の育成を目指すということですが、大和ポークについてはどのように取り組んでいくのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○溝杭畜産課長 最近のブランド豚のトレンドですけれども、サシの入った脂身のおいしい豚がトレンドになっています。近畿各県でも、それぞれ農家が工夫して育成しています。ブランド力の向上により付加価値がついて、売り上げの増加につながっていると伺っています。

大和ポークは、平成20年度から流通を開始しました。配合飼料等をそろえていくことで、一定の品質で手ごろな価格がアピールポイントである一方、他のブランド豚に比べて特徴が弱くなってきていることが課題となっています。そのため、大和牛、大和肉鶏もそうですけれども、「奈良新「都」づくり戦略2020」の戦略の一つである食肉畜産業の振興の中に、ブランド力を確立するための方向性として、おいしい大和牛、霜降り豚の育成があります。具体的には、奈良県畜産技術センターが宇陀市大宇陀にあり、試験研究を何年か続けていますけれども、霜降り豚の育成を試験研究の一つに位置づけており、来年度は、餌の配合の試験等を行うこととしています。将来的には大和ポーク農家でも取り組んでいただき、商用ベースに乗るように進めていきたいと考えています。

○池田委員 ぜひ、よりよい霜降り豚をつくっていただき、農家の商売が大きく発展できるよう進めていただきたいと思っております。

最後に、杉山農林部長にお尋ねしたいのですが、いろいろと養豚について質問させていただきましたけれども、冒頭に申し上げたように、既にあるものを守っていく、育てていく、伸ばしていく取り組みは非常に大事だと思います。そのような中で、今回、豚についてはCSFがかなり心配されており、現在もおさまる気配がないわけですし、牛については随分前になります。口蹄疫、鶏については鳥インフルエンザなどがあり、新型コロナウイルス感染症ではないですけれども、いつ何どき何が起こってもおかしくない状況であるため、繰り返しになりますが、財政的な支援、利子補給のあり方などの制度、仕組みをつくっておくことは、奈良県において大切だと思うのですが、所見を伺いたいと思います。

○杉山農林部長 今回の衛生管理基準の厳格化により、農家負担がふえることは間違いないところです。実際のところ、例えば消毒の徹底など、家畜を育てていく作業が煩雑になって、手間、負担がかかるというだけではなく、施設整備が伴うことから、農家の財政負担が大きくなることも十分認識しているところです。今回は豚についての基準が厳しくなりましたが、順次、ほかの畜種についても強化が予定されていると聞いています。畜産農家全体にかかわる問題ですので、改修費用に対する支援や利子補給については、他府県の状況なども情報収集した上で、タイミングを失しないように検討、勉強していきたいと考えています。

○池田委員 ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。行政の取り組みだけではなく、もしかしたら政治的な判断も必要なのかもしれません。知事にお尋ねしないといけない内容だと思いますが、知事総括審査では質問しませんので、農林部として、しっかりと前向きに研究していただき、ぜひ農家が使いやすい制度をつくる、あるいは農家の負担が軽減される財政的な支援をお願いして質問を終わります。

○川口（延）委員 1点だけ質問したいと思います。

新型コロナウイルス感染症の関連ですが、先日、車で走っていると、県の施設ではないのですが、公共施設のグラウンドで、子どもたちが運動しているのを見かけました。今は学校施設の利用も停止されており、市町村によっては市町村の施設も利用停止しているところがあると思います。きょうから学校が再開されている市町村もありますけれども、県の施設の利用状況や制限などの状況を教えていただきたいと思います。

○木村スポーツ振興課長 新型コロナウイルス感染症の影響ですけれども、スポーツ施設の関連について答弁いたします。

県内のスポーツ施設の利用状況ですが、県立橿原公苑では、3月末まで新規予約の受け

付けを停止しています。既に予約されていた方々には、現状を十分に説明して、利用の自粛を呼びかけるとともに、特に小・中・高等学校の児童生徒を含む利用者については、利用を中止してもらっています。また、各競技施設の受付にアルコール消毒液を置くなど、感染予防にも取り組んでいます。県内の市町村の施設についても、県同様、施設の休館、新規予約の受け付け停止、利用自粛の呼びかけ、感染予防対策など、何らかの対策を行っている状況です。

一方で、3月11日付で、文部科学省は、「児童生徒の健康保持の観点から、児童生徒の運動する機会を確保するため、学校の校庭や体育館、公共スポーツ施設の開放を設置や各学校等の判断において行うことについては、一律に否定するものではない」との見解を示しており、今後、県としても、国の方針や他府県の動向を注視しながら検討していきたいと考えています。

○川口（延）委員 利用されていた施設に確認すると、原則、利用は中止ですが、自主判断に基づいて貸し出したと回答をいただきました。

中学校の部活動、小学校のクラブ活動についても、子どもたちの健康や、チームの環境という面から、活動させてやりたいという中で自粛されているので、やはり一部の人だけが施設を利用しているのは不公平です。特に、感染リスクを考慮して自粛を要請するので、できればではなく、必ずガイドラインをつくっていただき、こういったものが利用可能なのかを徹底しなければいけないと思います。

答弁で文部科学省の見解について触れられましたけれども、特に屋外でのスポーツについては、健康面や衛生面を考慮してやれば問題ないということです。教育委員会とも連携しながらになると思いますが、櫃原市にある県の施設についても、学生については利用停止ということですがけれども、大人は利用されているということですし、新型コロナウイルス感染症については、重症化するのには特に年配の方や幼少期の方ということですので、大前提として何のために自粛しているのかということも考えると、学生に運動する機会を提供することは非常に大事なことです。私は、進めていくべきだと思います。

当然、教育委員会も同じことですが、学校の施設は使えないという決まりをつくっているにもかかわらず、公共施設を使うというのは、一連の流れとしては間違っていると思いますので、もう一度、徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○木村スポーツ振興課長 県のスポーツ施設については、3月末まで自粛等と呼ばれている状況ですが、市町村との連携については、県から全ての市町村に「必ずこうせよ。」

と指示することは非常に難しいと思いますけれども、市町村の施設と情報交換しながら検討していきたいと思います。

○川口（延）委員 いわゆる公園と違って、公共施設ですので、受け付けが前提としてあると思います。文部科学省からは、「屋外での運動をできる限り進めてください。」ということですが、それは当然、地方自治体や、施設関係者と連携しながらということですが、こういったニュースが流れると、「運動して何が悪いんだ。」という利用者からの意見が出てくるのだろうと思います。一方で、県としては、3月末まではこういった利用を自粛するということですので、この辺のバランスは非常に難しいのだろうと思いますが、自粛というのは、どの程度の効力があるのか、難しいところだと思うのです。自主性に任せて利用を許可するのか、もしくは方針により一切の受け付けをしないのか、教えていただきたいと思います。

○木村スポーツ振興課長 県立樫原公苑については、3月末まで新規予約の受け付けは全面的にストップしています。既に予約を受けていた方々についても、先ほど申し上げたように、児童生徒を含む利用者については、基本的には利用をストップしています。

大人については、同様に自粛を呼びかけており、ほとんどの方に理解していただいておりますが、どうしても個人的に使うという方も中にはおられますので、その方については強制力まではないというのが現状です。

○川口（延）委員 冒頭に申し上げましたけれども、私は環境を整えて、できる限り開放してあげるべきだという立場です。恐らく4月になると新学期がスタートすると思います。これから、教育委員会でも活動について方針が出されると思いますが、できる限り開放していただきたいと、要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○小泉委員長 審査の途中であります。これで午前中の審査を終わります。

午後1時より再開いたします。しばらく休憩いたします。

11：49分 休憩

13：03分 再開

○小泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ご発言をお願いします。

○亀甲委員 1点目は、青少年のインターネットリテラシー向上事業についてお伺いします。

平成30年7月27日に、第4次青少年インターネット環境整備基本計画が策定され、

インターネット利用者の低年齢化が顕著であること、また、神奈川県座間市の殺人・死体遺棄事件などを取り上げて、SNS上の投稿を悪用した犯罪など、新たな課題が生じているとして、基本計画の見直しに当たって類似する点を3つ挙げておられました。1つ目は、法改正を踏まえたフィルタリングのさらなる利用促進、2つ目は、子どもの低年齢期からの保護者、家庭への支援、3つ目は、SNSなどに起因するトラブル、いじめや被害の抑止対策の推進ですが、県としては、どのような対策をされているのか、お聞かせください。

○東川青少年・社会活動推進課長 県における青少年のインターネットリテラシーへの取り組みについてお答えします。

青少年のスマートフォン等の利用が急速に進む一方、インターネット上には、青少年の健全な成長を妨げる違法、有害な情報が氾濫しているのが現状です。このようなリスクを可能な限り排除し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境をつくることが重要と認識しており、県としては、フィルタリングの普及促進、インターネットリテラシーの向上を二本柱として事業を推進しております。

まず、青少年のフィルタリングの普及促進の取り組みとして、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正にあわせて、奈良県青少年の健全育成に関する条例において、青少年が使用するスマートフォン等の契約に際し、フィルタリングの設定が不要な場合には、理由書の提出を保護者に義務づける改正を、平成30年3月に行いました。また、毎年夏休み前に、フィルタリングの利用や家庭でのルールづくりを進める啓発チラシを、県内の小・中・高等学校等を通じて、児童生徒の保護者に配布しております。

また、携帯電話販売事業者に対しては、同条例で規定されている立入調査を、平成25年度以降、毎年、県内全ての店舗に行い、青少年が使用するスマートフォン等の契約時のフィルタリングの設定状況を確認・指導するとともに、県が作成した啓発ポスターやチラシの掲示・配布を依頼しているところです。

また、インターネットリテラシーの向上への取り組みとして、県内学校等へ出向いての県政出前トークの実施や専門講師の派遣、また、県教育委員会、警察本部、携帯電話事業者等と連携して運営している、青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアムにおいて、大学生ボランティア指導員による児童生徒や保護者等を対象とした出前講習会、また「親子で学び考えよう！親子ネットセミナー」の開催などの取り組みを行っているところです。

今後も青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりのため、青少年

や保護者、地域、学校、事業者等に対して、フィルタリングの普及を進めるほか、スマートフォン等を安全・安心に利用するための取り組みが広がるよう、関係機関や携帯電話事業者との連携を密にして、啓発活動等の強化に努めていきたいと考えております。

○亀甲委員 いろいろな手を打って、青少年のインターネット環境に全力で取り組んでいただいていると思っております。その中で、先ほど家族でルールづくりという話があったと思うのですが、私は愛知県の講習会のテキストを持っているのですが、この講習は、子どもが前、保護者が後ろではなく、保護者と子どもと一緒にテキストを見ながら講習を聞くことで、インターネットの現状やフィルタリングなどについて、家族と子どもたちと一緒に啓発する取り組みとなっています。県のインターネットリテラシーの話もいろいろ聞かせていただき、手を打っていただいているとは思いますが、子どもたちは幼少期や小学校低学年であっても、ゲーム機でインターネットに接続することができるので、これからますます簡単に、いろいろなところに入っていくことができるようになります。私の子どももそうですけれども、お兄ちゃん、お姉ちゃんと遊んでいたら、こんなこともできると教えてもらうことがあります。よい方向に教えてもらうのはよいのですが、違う方向に行く話もたくさんありますので、さらに充実した環境づくりを行っていただきたいと思っておりますので、これは要望でお願いします。

次に、高等学校中退者のサポートについてお伺いします。

青少年社会的自立支援事業ですが、ひきこもり相談窓口を設置していると思うのですが、現状と今後の取り組みを教えてください。

○東川青少年・社会活動推進課長 県では、ひきこもり相談窓口を平成27年度から設置しております。平成28年度からは面談に加えて、県中南部への出張相談も開始しております。現在、相談員4人体制で、これまで約1,100名余りの方から、延べで9,300件の相談に応じているところです。また、外出できない本人に対してアプローチしたり、同じ悩みを抱える本人や家族が交流できる機会をつくるために、家庭訪問の実施や、本人の会、家族の会などの開催による支援も行っているところです。このような取り組みを進めておりますけれども、相談窓口や家庭訪問などの支援を、まだ利用されていない方も多くいると認識しております。これらのことを踏まえて、令和2年度からは、ひきこもり相談窓口の相談員を1人増員し、5人体制にするとともに、医療、法律などの専門家による相談日を月1回設けることとしております。また、新たに県西部地域での月1回の出張相談を実施したいと考えております。

また、ひきこもり支援については、身近な市町村の果たす役割も大変重要となることから、令和元年10月に、県・市町村の担当課長で構成する、ひきこもり支援ネットワーク会議を立ち上げ、先進的な取り組み事例の情報共有等を図るとともに、市町村における窓口設置を働きかけているところです。

今後も、一人でも多くの方が、ひきこもりから脱却され、社会参加、就労につなげることができるよう、市町村等との連携を密にして、寄り添った支援を続けていきたいと考えております。

○亀甲委員 次に、若者と地域をつなぐ交流モデル事業について教えてください。

○東川青少年・社会活動推進課長 中学校卒業後に進学や就職をしていない、あるいは高等学校中退、早期に離職した若者が存在しており、こういった若者が社会的、経済的に困難な状況に陥るおそれがあることから、社会との関係を再構築するための支援が必要であると認識しております。このような若者への支援に当たり、市町村との連携が重要となることから、平成30年度は、不登校の児童生徒への適応指導教室などに積極的に取り組んでいる大和高田市に対して、県との連携を働きかけ、県と市の担当職員で市内中学校3校の訪問調査を行うなど、孤立する若者が就学や就労への意欲を取り戻す環境づくりのための具体策について検討しました。この検討結果をもとに、今年度も引き続き大和高田市と連携して、中学校卒業から40歳までの若者を対象に、県と市のモデル事業として、大和高田市青少年センターにおいて、まずはそこに行ってみようと思える居場所を開設、運営しているところです。この居場所は、大和高田市在住の方だけではなく、市外の若者も受け入れながら、週1回程度、開設しております。具体的な活動としては、毎月1回、県・市の担当者と若者が集まり、運営会議を開催して、今後やってみたいことを一緒に考え、毎週土曜日の午前中にそれを実践しております。例えば、居場所で行うカードゲームや卓球、集まった者同士でのトークのほか、施設外での体験活動として、お花見、イチゴ狩り、ボーリング、遠足、こども食堂への参加なども行っております。また、地域との交流活動として、地域の祭りへの出店、就労社会活動として、地元商店からの依頼による軽作業なども行っております。さらに、多くの若者に居場所活動を知ってもらうため、SNSを活用した情報発信を行っているところであり、ことし2月までの11カ月間で、10歳代から30歳代まで、26名が参加しております。このうち10回以上参加している方が9名おられますが、仲間ができたり、人と話すことが楽しいと感じるようになったとのことです。また、1名ではありますが、就学につながった方もおられます。

○亀甲委員 切れ目のない支援を心がけていただいていると思います。大和高田市と連携して支援を行っているということですが、次は、どの出口へ行くのかが、すごく大事であると思っております。最初に高等学校中退者などのサポートについて話をしましたが、ちょうどその年代の方をサポートしていただいていると思っております。

学業の不振や人間関係の悩みなどを理由に高等学校を中退する人が、全国に年間5万人前後いると言われておりますが、進路が定まらないまま中退した若者が、社会から孤立して、またひきこもりや生活の困窮に至るケースが少なくないということで、中退後の切れ目のない支援として、学び直しや、学校などが情報を共有することが大事だという話があります。

なぜ本日は、中退者に限って話をしているかといいますと、ある中退者は、もともと小学生、中学生のときに引きこもったり不登校になったりして、塾などへ行って勉強して高等学校へ行ったけれども、なかなかなじめなかったということで、その方を支援している方がおられるのですが、話を聞かせていただくと、小学校から発達障害などの理由で引きこもり、不登校になると、中学校には「こういう子ですよ。」という情報が伝えられ、また、中学校で不登校になった子どもは、高等学校へ行くときに情報が伝えられますが、高等学校を中退したときには、「この子はやめましたよ。」といった情報が地域には伝わらないということです。

本人が通っていた学校へ行ったり、教えてもらっていた塾へ行ったりする子どもは、ここでいろいろな話をして、また新しく学び直すのか、通信制の学校に行くのか、仕事をするのか、いろいろ相談しながら選択できると思います。しかし、先ほどとは別の、私の知り合いの子どもは、高等学校に行ったり行かなかったりしており、社会になかなかなじめず、何年かしてから仕事をしようと思っても、自分自身が社会に順応できるのか、すごく不安で、なかなか一歩が踏み出せないと聞いております。そう考えると、もし高等学校を中退したときに、ひきこもりやニートにならないうちに、早期に手を差し伸べてあげることとは、すごく大事ではないかと思えます。早く手を差し伸べれば、学び直したり、高等学校へ行くこともできるので、切れ目のない対応ができないかと思っております。例えば、高知県では、中退した後に個人情報県内のサポートステーションに提供する仕組みとして、若者はばたけネットを構築されております。具体的には、生徒が県立高等学校を中退した場合、県個人情報保護条例に基づく例外的取り扱いとして、本人の同意がなくても、学校は高知県の生涯学習課を通してサポートステーションに個人情報を伝達し、サポート

ステーションは学校側に聞き取り調査をしながら本人、保護者に電話連絡などを実施し、本人の意思が確認できればサポートステーションによる就労支援、学習支援が始まるというものです。なお、私立高等学校に通う生徒の場合は、本人の同意を得た上でサポートステーションと個人情報を共有します。中退者の情報を持っているのは学校ですが、それ以外の機関には情報が届かず、支援が途切れがちだったのが、情報を共有することで積極的な支援ができるようになったと担当者の話がありました。ほかにも学び直しにつなげるなど、いろいろな方法があり、ほかにもモデル事業を行っているところがあります。

中退者に早期に手を差し伸べて、ニートになったり、ひきこもりにならないような体制づくりが必要だと思いますけれども、いきなりやってくださいという話ではできませんので、県はどのように思われているのか、お聞かせください。

○小泉委員長 東川青少年・社会活動推進課長、簡潔明瞭にお願いします。

○東川青少年・社会活動推進課長 高等学校を中退された方などに早期に手を差し伸べれば、早く復学、就職に向けて動けるのではないかとということです。

亀甲委員お述べのような仕組みについては、検討すべきことであると強く感じます。今後、他府県の事例、ご紹介いただいた高知県の事例も含めて、考えていきたいと思います。

○亀甲委員 前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

そういう子どもたちが、一日でも早く、いろいろな道を選択できる体制づくりをしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、食品ロスについて質問したいと思います。

昨年の代表質問でも、食品ロスの削減について質問しましたが、知事からは、大変重要な課題だと認識していると、活動しないと広がらないので活動していくという積極的な答弁をいただきましたけれども、現在、食品ロス削減に向けて、県としてどのように取り組んでいるのか、お聞かせください。

○原マーケティング課長 令和元年6月以降の取り組みとしては、まず、昨年10月に食品ロス削減推進フォーラムを、県として開催しました。そのほか、啓発リーフレットの作成・配布、県民だよりでのPR等、県民への啓発に努めました。

令和2年度以降の取り組みを検討しておりますが、食品ロス削減推進法を受けて、3つの柱で考えております。1つ目は、法律で規定された県の食品ロス削減推進計画を作成していきたいと思っております。また、市町村における食品ロス削減推進計画の策定についても、努力義務ではありますが、県から働きかけていきたいと考えております。

2つ目は啓発ですが、令和2年度も食品ロス削減推進フォーラムを開催するほか、さまざまな方法で、県民に啓発したいと考えております。

3つ目は、未利用食品の活用という視点です。フードバンクが未利用食品を集配送していくことが非常に重要となりますが、その体制を構築するための補助制度を創設したいと考えているところです。

これらの取り組みによって、食品ロスの削減に、さらに取り組んでいきたいと思っております。

○亀甲委員 前向きにやっていると認識しております。また、先日の予算審査特別委員会では、こども食堂について質問しましたが、県下196カ所の小学校区に、こども食堂をつくっていかうということで、未利用食品をフードバンクを通じて、こども食堂へ届けられればと思っております。未利用食品に関しては、家庭から出る食品ロスが約半分と言われており、家庭から出る食品ロスをどれだけ減らしていけるのかが、とても大きなことだと思いますので、さらに啓発等を行っていただきたいと思っております。

また、事業者等から発生する未利用食品などをどうしていくのかが今後の課題であると思っておりますが、事業者には食品ロス削減について、さらに訴えていく必要があると思っております。事業者には協力していただき、こども食堂や高齢者施設などに未利用食品を渡していくことができる体制づくりも必要だと思っております。

今後、食品ロス削減に向けて、県として、どのような方向性で削減していこうと思っているのか教えてください。

○原マーケティング課長 食品ロスの啓発については、事業者に向けた取り組みも重要であると認識しております。事業者には、食品製造業や小売業等がありますが、国全体としての取り組みが大事だということで、いわゆる3分の1ルールの見直しや、賞味期限の記載方法を見直すなど、国として進められているところですが、県としては、食品関連事業者で発生する未利用食品を、どう活用するのが大事だと思っており、食品ロス削減推進フォーラムで、関連事業者の参加を呼びかけていきたいと思っております。また産業・雇用振興部とも連携して、事業者への情報提供や啓発なども心がけたいと思っております。

また、先ほど触れられましたが、食品関連事業者で発生する未利用食品を、こども食堂等で活用することについて、フードバンクや関係機関と連携しながら、食品関連事業者による取り組みを促進したいと考えております。

○亀甲委員 先ほど、こども食堂の話もしましたが、食品ロスの削減も含めて、貧困や孤

食など、全てが一体となっている事業だと思っておりますので、課題を乗り越えていくことによって、いろいろなことが大きく前進するため、さらに推し進めていただきたいと思います。お願いします。

最後ですが、新型コロナウイルス感染症による一斉休校のときに、香芝市の学校給食で食品ロスが出たということで、フードバンク奈良を通じて、こども食堂等に送られたと新聞記事に出ていたのですが、県内のほかの学校では、休校による給食の食品ロスが出ていないのでしょうか。また、香芝市で出た給食の食品ロスに対して、県として一緒になって何かされたのか、教えてください。

○原マーケティング課長 一斉休校により、学校給食における食材のロスが出ていないか、教育委員会を通して確認しましたが、現在のところ、大きく影響が出たのは香芝市だけで、冷凍食品等が余ったということでした。3月の第1週に、香芝市とフードバンク奈良で取り組まれたと聞きましたので、フードバンク活動を支援する観点から、県が窓口となり、学校給食の休止に伴って発生した未利用食品を抱える生産者や食品関連事業者があれば、フードバンクとの連絡調整をする役を担い、その配送に必要な支援を行う取り組みを令和2年3月12日から始めたところ。その第1弾として、同じ香芝市ですが、再度、冷凍食品1.8トン、フードバンクを通じて提供したいということで、冷凍食品の仕分けを行うための場所が必要ということで、冷凍車を県から配車する支援を実施したところ。今後も、そういった情報があれば対応したいと考えております。

○亀甲委員 対応していただき、本当によかったと思っております。これから食品ロス削減に向けて、さらに充実させていくよう要望して質問を終わります。

○山村委員 最初に、今議会で提案されている奈良県豊かな食と農の振興に関する条例について伺いたいと思います。

条例を読みましたが、いろいろな疑問があり、順次、聞いていきたいと思うのですが、まず、条例をつくる意義について伺いたいと思います。

○石井農林部次長（統合本部担当、企画管理室長事務取扱） 条例制定の意義ですが、この条例については、農業に密接にかかわる食を切り口として、食と農の一体的な振興についての基本的な県の考え方を明確にするとともに、体系的に整理して、総合的、計画的に推進していくために制定を目指すものです。

食は、我々県民の健康寿命の延伸や、観光振興等の地域活性化にも関係するものです。食の振興にとって、農業振興は、良質な食材を提供することや、その地域ならではの個性

や魅力を創出する上で大切な役割を果たしております。そのため条例においては、食と農の振興について、柱が3点あります。1点目は、県民の健康増進と豊かな食生活、2点目は、子どもの健全育成、3点目は、観光振興で、この3点を柱に、県民や観光客に安全で品質のすぐれた農産物等をおいしく提供すること、食のブランド化を進めることを基本理念としております。この条例は、あくまで基本的な考え方をまとめたものですので、具体的にどう進めていくかについては、令和2年度策定を予定している基本計画に記載したいと思っております。

○山村委員 今、おっしゃったことに異議があるわけではないのですが、気になっておりますのが、基本理念で、「食のブランド化を進めることを基本とし」となっているのですが、ブランド化でよいのか、疑問を感じているのです。農業の大切さについて話をされましたが、私たち国民の命の源であり、食料の供給は、生きていくためにはなくてはならない根本のものであると思っております。また、国土や環境を守る社会基盤でもあり、自然との共生、あるいは循環の中で営まれる、日本にとって、なくてはならないものだと思っておりますが、なぜブランド化が突出して出ているのか、疑問を感じているのですけれども、どうですか。

○石井農林部次長（統合本部担当、企画管理室長事務取扱） 食のブランド化については、食品やサービスの付加価値を高めて、情報発信力、競争力に関して優位性を持たせることを考えており、奈良県では、いろいろなものをつくっておりますけれども、例えば柿やイチゴなどの優位なものについては、どんどん外に売り出していきたいと考えています。

○山村委員 優位なものを大いに伸ばしていこうという考えとのことですが、現在、日本において、食料と農業に関する一番大きな問題は、やはり自給率の問題ではないかと思っております。21世紀の世界全体を見ても、お金を出せばいつでも食料が輸入できる時代ではなくなっていると思います。気候変動で生産拡大そのものに制約があり、途上国の人口がふえることで需要が拡大しています。政府自身も、世界の食料事情は長期的、中期的には逼迫すると予測されております。現在、日本は6割以上を海外からの輸入に頼っている状況ですので、この問題を抜きに、今の農業を語ることはできないのではないかと考えています。

とりわけ奈良県を見ると、県内の農業生産のうち、主要な作物である米の生産は非常に厳しい現状にあります。もともと奈良県内で自給できる状況ではないということもありますが、このまま奈良県の米づくりが減少していけば、水田の機能が失われ、治水や景観へ

の影響が深刻になります。現在、自給率は15%で、全国42位です。しかも40位以下になっている東京都や近畿などの大都市周辺にある8府県の中で、唯一、奈良県だけが自給率が低下しているという問題があります。県民にとっても、また全国的に考えても、食料の自給は非常に重要だと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○田中農業水産振興課長 奈良県は、基本的には消費県なので、なかなか自給率が高くなることはないと思っておりますが、カロリーベースの自給率よりも、むしろ生産額ベースを上げるため、今、おっしゃったように食のブランド化等を含めて振興していきたいと思っております。

米については、水田面積の6割を占める重要な作物であると認識しております。山村委員ご指摘のとおり、景観形成や生物多様性に寄与するなど多面的な機能を持つと認識しており、米を主体とした水田農業については、今後とも振興していきたいと思っております。

○山村委員 確かに水田は、一旦、なくしてしまうと、もとに戻すのはなかなか難しいですし、奈良県で長年大切につくられてきた水田の機能を、これ以上なくしてしまわないために、どのようにしていくのかを真剣に考えていかなければならないと思っております。

なぜ日本の自給率が悪くなってきたのか、大もとにあるのが、自国の農業を大事にせず、多国籍企業の利益を優先して、輸入の自由化をどんどん進めてきたことであり、つまり農業を犠牲にしてきたことだと思うのです。これは日本だけではなく、世界的にもそうです。輸入自由化によって、飢餓や貧困の拡大、農村が荒廃するなど、食の安全が脅かされており、本当にそれを見直していかなければいけないということで、国連もSDGsを設定し、その実現に向けて、2019年から2028年を家族農業の10年とし、小規模な農業や家族農業への本格的な支援を呼びかけています。私は、県の条例には、小規模な農業や家族農業を担って懸命に頑張っている人たちを、どのように励まして応援していくのかという視点がなくてはならないと思っております。もうかるものをつくる人だけを支援するのではなく、農業の基盤を守って頑張っている、高齢になっても、規模の小さな兼業農家であっても、本当に必死になってこれまで受け継いできた農業を守っていこうとしている人への支援といった、奈良県の現状にあった対策を盛り込んでいくという考えが条例から見えてこないのが懸念しているのですが、小規模な農業や家族農業の位置づけは、どのようになっているのでしょうか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 家族農業は、農村地域で長く受け継がれてきた農村文化や伝統行事の伝承、良好な農村景観の維持などについて、中心的な役割を担ってい

る重要な存在であることは承知しているところです。本県の農業経営は、ほとんどが家族農業であり、その多くが小規模で零細な経営となっております。県としても、家族農業が重要であるとの認識のもと、経営改善に向けた支援や農村景観を維持するための地域活動についても支援を行っているところです。具体的には、栽培技術や農業経営に関する相談窓口を設置し、県職員による巡回指導や中小企業診断士などの専門家の派遣、あるいは草刈りや水路の泥上げなど、集落で行う共同活動への支援等を行っています。

条例の理念である、安全で品質のすぐれた農畜水産物と、おいしく食べる機会の提供、観光振興等の地域経済活性化の実現に、家族農業が果たす役割は大きいと考えております。条例は理念的なものですので、具体的な取り組みについては、基本計画で定めていくこととなりますが、家族農業の役割も踏まえ、どのように進めていくか、検討を深めていきたいと考えております。

○山村委員 今、県民の皆さんは、高級なブランド化された食物を食べたいということもあると思うのですが、それだけではなく、多くの方々が、安全な農産物を地産地消、つまり目に見える地域でつくられた農産物を使った学校給食をつくってほしい、あるいは自分たちの食生活について、輸入されてきた、よく分からない危険な農薬やホルモンなどが入っているものではなく、安全が確保された食物を食べたいと強く願っていると思います。そのための運動も進んでおり、県もそれを受けて、学校給食などについても取り組んでいくと思うのですが、県民がどのようなものを願っているのかが条例の中には出てこず、方向がかなり偏っているように見えるのですが、いかがでしょうか。

○石井農林部次長（統合本部担当、企画管理室長事務取扱） 先ほど基本理念の話をしましたけれども、食のブランド化だけではなく、安全で品質の優れた農産物を提供すること、美味しく提供することを三本柱にしており、食のブランド化だけではなく、もちろん安全性なども念頭に置きながら進めていきたいと思っております。

○山村委員 県としては、家族農業も大切にするとし、食の安全についても県民の願いを大切にするという立場であると解されますが、この条例を読む限り、そういうことは、なかなか読み取れないと思います。具体的に言えば、農民連の方々から要望が出されているように、本当に安全で安心できる食料の供給のために、今の奈良県に足りないものをどうしていくのかという視点で、せつかく条例をつくるのであれば、生産者である農家、消費者である多くの県民が、納得して期待が持てる中身にしていただきたいと思っております。そのため、条例の書きぶりに、もう少し検討が要るのではないかと私は思っているので、

意見を申し上げておきたいと思います。

次に、農業に関連してですけれども、新型コロナウイルス感染症への農業分野での対策を求める要望が出ております。給食の食材の問題とともに、飲食店などの休業による農業への打撃が大変大きくなっているため、県として十分対策を検討するとともに、国に対して万全の措置を求めてほしいということですので、私からも要望しておきたいと思います。

次に、警察本部に、交通安全対策の予算について、お伺いしたいと思います。

先ほど子どもの安全について質問がありましたが、信号機の新設は、わずかに5基となっており、少ないのではないかと思ったのですが、信号機の新設は、どういう基準で進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○山崎交通部長 信号機の新設に当たっては、警察庁が示す信号機設置の指針に基づき、車両及び歩行者の交通量、交差点の形状、交通事故発生状況等を調査、分析するとともに、他の安全対策により代替が可能かどうかを勘案した上で、真に必要性、緊急性の高いところから設置することとしております。

○山村委員 次々と要望が出てきていると思いますが、それらに応えられるのかという疑問があります。

引き続き伺いますが、老朽化した交通安全施設の更新の予算が計上されておりますけれども、具体的にはどのように進められるのでしょうか。

○山崎交通部長 信号機や道路標識などの交通安全施設は、交通の安全と円滑を図るために整備してきたものですが、全国的に施設の老朽化が顕著となり、倒壊、傾斜、落下等の事案が発生し、当県においても経年劣化等により、標識の倒壊や設置された端子箱が一部落下したという事案があります。これらの事象の未然防止を図るために、点検により、早期に処置を講ずべき状態の信号柱や道路標識を把握しており、順次、予算を計上しているところです。

○山村委員 令和元年の台風被害でも多くの信号柱などが倒れ、全国的にも大問題になりました。老朽化した危険なものがあることが問題だと思っておりますので、一刻も早く解決してほしいと思っております。

信号機や道路標識などの交通安全施設に対する整備事業費は、大幅な減額がずっと続いています。国の補助事業費は、10年間で77億円も減っており、地方自治体の単独事業費も20年間で44%減っております。施設を整備すれば必ず老朽化することを見越して、きちんと更新していくのは当たり前のことだと思っておりますので、それにふさわしい予算をき

ちんと拡充していくことが必要ではないかと思っております。安全にかかわる問題ですので、ほかに優先して老朽化対策に予算を回すよう要望したいと思います。

次の質問ですが、子どもや高齢者への交通安全対策はしていますけれども、交通弱者への対策という観点からは、障害者対策も非常に重要です。視覚障害者が使われる音響式信号は、信号機全体の10%しか整備されていません。また、横断歩道上の点字ブロックは横断歩道全体のうちの1%にしか設置されておらず、非常におくれている状況だと思うのですが、取り組みはどのようなのでしょうか。

○山崎交通部長 障害者に向けたバリアフリー対策のための信号機の予算等について、検討していきたいと思っております。

○山村委員 本当に人命にかかわることですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、NAFICについて伺いたいと思います。

NAFICに、新たにセミナーハウスを建設するとのことですが、NAFIC自身がまだ新しい施設であり、手狭ということでもなく、しかも生徒がふえていないようですし、新たにセミナーハウスを建設する必要があるとは思えないのですが、今、なぜ建設するのか伺いたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 NAFIC附属のセミナーハウスは、学生寮やオーベルジュの夜間実習の際の宿泊施設として、あるいは短期研修生の受入施設として活用していくことに加え、県内外のプロの料理人が参加するコンテストや、食と農に関する多彩なセミナーなどのイベントや催し物を行っていくことを考えております。さらに、家族や修学旅行生などを対象とした農業・農村体験の場としても活用する考えであり、NAFICの持つ教育機能や、食のもてなし機能を生かして、周辺地域の活性化や賑わいづくりを創出していくための拠点施設になると考えております。昨年8月には、行政、地元の農家や飲食店、関係団体がNAFIC周辺の賑わいづくりを一丸となって進めていくために、地元桜井市と連携して、推進母体となるNAFIC周辺賑わいづくり協議会を立ち上げました。現在、食と農をテーマとした農業・農村体験や研修等の実施に向けた検討を進めているところです。

このように、セミナーハウスを整備することによって、NAFICの教育機能としての役割がさらに充実するだけでなく、地域の賑わいづくりにも寄与するものと考えております。

○山村委員 NAFICの教育が充実していくとおっしゃいましたが、これまでの

入学と卒業の状況を聞きますと、開設当初から入学者数はずっと定員割れが続いております。平成28年は15人が入学、平成29年は13人、平成30年は13人、平成31年は15人、令和2年は14人の予定で、卒業生は、平成28年は15人、平成29年は8人、平成30年は10人ということで、なぜこれほど低い実績のままになっていて、卒業生まで減少しているのか伺いたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 NAFICのコンセプトなどが、まだまだ認知されていないと考えております。そのため、コンセプトや、質の高い農業など、魅力的な学校であることを広報するために、県内外の高等学校訪問、SNSやメディアを活用したPR、卒業生による学校の宣伝のほか、市場まつりなどの県内イベントへも参加しております。また、新たな入試制度として、面談による本人の意思確認や人物を重視した方法を取り入れております。さらには、開校後4年が経過しており、今後の進路によって学生のニーズが異なるなど、見えてきた課題に対応するために、NAFIC教育方針検討会議などを立ち上げ、カリキュラム等の見直しを検討しているところです。

退学等については、入学後、飲食業界とは違う進路を選択されたこと、あるいは経済的な理由など家庭の事情により退学されたことが理由です。

○山村委員 4年たっても入学者を集められない状況が続いているということですが、民間なら考えられないことだと思います。有効な手だてがいまだに打っていないということで、果たしてこのまま続けていく意義があるのかということが問われると思います。ことしの予算は、年間の運営費が2億2,300万円で、去年は2億2,100万円でしたが、これほどの費用をかけておいて、あまり効果的とは言えないと思うのですけれども、このようなやり方で本当によいのか、費用対効果については一体どう考えているのか、伺います。

○杉山農林部長 費用対効果についてのご指摘ですが、そもそも教育機関ですので、収支を均衡させるという性格のものではないことについては、ご理解いただけたと思います。ただ、目標としては定員20名を掲げており、それが開校以来、数年たっても埋まっていないという状況があります。服部担い手・農地マネジメント課長から説明しましたけれども、間違いなくよい教育をしていることは疑いのないところですが、いろいろな学生がいて、例えば新卒の学生が入ってくる場合もありますし、一定程度、調理の経験があって、最後にきちんと教育を受けて開業したいという学生も入ってくるなど、学生の希望がまちまちというのが教育を重ねていく中で見えてきた課題です。先ほど申し上げたように、そ

もそも今のカリキュラムでよいのか、カリキュラム的に見直して教育内容を高めるのがよいのかという検証を、きちんとすることがまず第一であり、その上で、魅力的な学校であることを、うまく知っていただく取り組みを従前にも増して行うことで、少しでも早く入学希望者がどんどん出てきて、ミスマッチで中退等することなく卒業していただき、現場で頑張っていただくといった取り組みにつなげていきたいと考えているところです。

○山村委員 義務教育であれば教育機関として費用対効果を求めることはありません。しかし、民間であれば、もうからないと普通は撤退すると思います。どんなによい教育を行っていても、それがマッチしておらず、入学者が来ないのであれば、続けている意義がありません。今、おっしゃったように、中身がどうだったのかを考えることに加えて、このまま続けていくのかという判断もしないといけない状況だと思います。親方日の丸ではないけれども、県が毎年2億2,000万円ものお金を出して運営しているから、何の危機感もなく、このような状況になっているとしか私には思えません。だらだらと続けていくことが、本当に県民のためになっているのか、真剣に考えていただきたいと思うのです。しかも、賑わいをつくる、活性化させるということで、セミナーハウスを15億円もかけて整備するというのは、ますます無駄の上塗りをしている気がします。レストランやホテルの利用についても減少傾向にあると思うのですけれども、どういうことでしょうか。

○杉山農林部長 レストランの利用については、利用者数が減っていますが、分析しますと、オーベルジュの宿泊については、ほぼ減っておらず、一方で、レストランの単体利用が減っているという現状があります。ただ、調理、サービス、宿泊客に対するもてなしなど、学生の実習という部分に着目すると全く支障のない状態です。丁寧な教育が施されている状況ですので、オーベルジュのお客様の数については、今、何か問題があるという認識を持っておりません。

○山村委員 確かに実習の場ということであれば、そういう考えになると思うのですが、今、県が目指しているのは、レストランやオーベルジュも含めて、その一帯の賑わいをつくろうということですよ。それなのに、賑わいのもととなるお客さんが減っていて、それで新たに賑わいをつくるというのは話が合わないと思います。レストランもそうすけれども大変高級志向であり、利用される方は、そういうものを食べたいと思って来られるのだと思うのですが、県民が利用しやすい場所とは言えないと思います。県民が必要と感じていないものに多額のお金をかけて続けていくこと、新たな開発を進めることが、本当に地域の活性化に役立つのかを、改めて考え直さなくてはならないと思います。

もちろん地域の方々が、地域に活性化できるものがあればと期待されるのはよくわかりますが、現状を率直に見て、同じお金をかけるのであれば、もっと本当の意味で地域の皆さんも参加して活性化できる別の方策を考えていくことが大事ではないかと思っておりますので、見直しをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○杉山農林部長 地域の方々が求めているものは何かということ、きちんと踏まえるべきという意見であり、まさにごもっともだと思います。

地域の協議会には地元の方にも入っていただき、地域にとって、どのような賑わいづくりがよいのか、そのためにセミナーハウスで、どのような研修や取り組みをすればよいのかを協議しておりますので、その意見を十分に踏まえた上で、地域が発展する取り組みを真剣に考えたいと思います。

○山村委員 もちろん地域の意見を聞いていただきたいですが、セミナーハウス、オーベルジュ、料理人学校NAFICにこだわらず、もっと県民にとって意義があり、多くの人々が利用できるものに考えを改めていただきたいと思います、改めて申し上げておきたいと思っております。

次に、ごみの減量化について伺いたいと思っております。

先ほども質問がありましたけれども、プラスチックごみの海洋への投棄は社会問題になっておりますが、県でも河川などのごみ対策を実施しているということで、大変よいことだと思っております。同時に、奈良県の容器包装プラスチックの再生率は、平成30年ですが、1日の県民1人当たりの容器包装プラスチックの再生率が2グラムとなっていました。全国では14グラムなので、全国46位ということで、大変低い状況になっております。この再生率を3倍にするという計画ですけれども、どのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○辻岡廃棄物対策課長 ごみの減量化をさらに進めるために、平成30年3月に策定した第4次奈良県廃棄物処理計画においても、廃棄物の排出抑制の推進を施策の柱の一つとして、重点的に推進していくこととしております。具体的には、ごみゼロ生活の推進のため、環境への負荷の少ない生活スタイルを実践することに向けた啓発等の取り組み、廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの取り組みを進める企業・事業所に対して、環境省に登録された環境カウンセラーの派遣を行っています。また、市町村と連携して、県職員が多量排出事業者に出向き、ごみの減量化や分別、適正処理を指導するなどの取り組みを進めていきたいと考えております。

さらに、もう一つの施策の柱として、廃棄物の循環的利用の促進を重点的に推進してい

くこととしています。県内市町村においても、民間企業と連携してリサイクルに取り組んでおり、廃食用油を石けんや燃料等の原料として売却する市町村が19市町村、金属を取り出すことができる使用済み小型家電を回収している市町村が27市町村、剪定枝、刈り草等を堆肥化している市町村が8市町、生ごみの堆肥化が9市町となっています。また県でも、県内で発生する廃棄物を有効利用して製造、加工されたリサイクル製品のうち一定の基準を満たすものを、奈良県リサイクル認定製品として認定する制度を平成15年度に創設し、令和元年度においては、土木資材130件、肥料5件、木製品9件など、合計159件の製品を認定し、リサイクルの促進に努めているところです。

市町村への働きかけとしては、一般廃棄物の処理は、廃棄物処理法において市町村の責務と定められているところですが、県としても、引き続き奈良モデルの一環として実施している県・市町村の担当課長会議やワーキング会議などを通して、ごみの減量化やリサイクルに関する効果・効率的な取り組みを市町村と情報共有し、循環型社会の形成を促進していきたいと考えております。

○山村委員 次に、県ではごみ処理の広域化計画を進めていますが、ごみ処理の広域化について伺います。

政府は現在、ごみ発電焼却施設など、ごみ焼却炉の高効率化に対しては、補助率を従来^の3分の1から2分の1に優遇しております。ごみ発電の推進により、従来から分別の対象になっていたプラスチックごみや紙ごみなども、熱を発生させるので、燃やすことに変えていっており、焼却するものが大変ふえてきています。このこと自身が、ごみ減量化に反しているのではないかと思っているのですけれども、奈良県でも広域化を進めていくことが、ごみ減量化に反することにならないのか危惧しているのですが、いかがでしょうか。

○西井環境政策課長 一般廃棄物の処理は、先ほど辻岡廃棄物対策課長が申し上げたように、市町村の自治事務であることから、それぞれの市町村が頑張っておられます。

ごみ処理広域化後のランニングコストについては、一部事務組合等で決められることだと思いますけれども、基本的にはごみ量割で算出されることが多いことから、ごみを出す市町村が、その分だけ財政支出することになるかと思えます。逆に言えば、市町村としては、できるだけごみを出さずにランニングコストを抑えたいという考えが働きますので、必然的に分別を徹底して、できるだけごみを出さない方向に進むことになるかと考えております。

○山村委員 大変楽観的な見方だと思うのですが、私が聞いている情報では、広陵町では

現在、13品目の分別を行っていますけれども、広域化後は7品目の分別になるということで、逆行している自治体が生まれております。広域化すると、それぞれの市町村が搬出するものについては、たくさん出せば、たくさんお金がかかるので、減らさないといけないという圧力がかかるのは当然だと思いますけれども、自治体単独でゴミ減量計画を作成したり、リサイクル計画を進めるということではなく、広域事務組合全体での計画になってきますので、非常に住民から遠いものになってしまい、住民参加が難しい仕組みをつくることになるのではないかとということが、大きな難点であると思っています。そのため、自然に、市町村が必要な分別をどんどん進めていこうということではなく、県としても、ゴミの減量化計画をきちんと進めていくよう働きかけていかなければいけないと思います。高機能設備を備えた大きな焼却炉の導入は、多額の建設費や管理運営費が必要となり、将来、非常に長い期間にわたって住民の負担となるため、施設の更新にあわせて住民の協力を得ながら大胆なゴミ減量化を進めていく、要するに焼却炉を小さくしていくことがよいのではないかと思います。

先日、徳島県勝浦郡上勝町を視察しましたが、ここではゼロ・ウェイスト宣言を平成15年に行い、現在では13品目、45分別で行っておられます。住民の皆さんが協力されており、これによって有価物の収入が上がり、ゴミ焼却費が減少するため、ゴミ処理費用が大幅に削減されていると聞いております。小さい町ですが、ゴミ焼却に約1,600万円のコストがかかっていたのが、ゴミ分別によって最終コストが400万円に減ったということです。つまり、有価物収入が200万円、支出が600万円で、差し引きすると400万円になり、コストが4分の1と、大幅に減ったという成果が出ています。また、現在、リサイクル率は81%と聞いております。このように真剣にゴミ減量に取り組んでいくことが、結果として市町村のゴミ処理に係る経費を大きく減らすことになるとともに、温室効果ガスを減らして、重金属などの有害物質を大気に振りまく焼却が減らされ、自然環境にもよいという、二重によい結果になると思うのです。

このような取り組みを、県としても、しっかりと進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○樹田くらし創造部長兼景観・環境局長 一般ゴミは市町村の仕事とは言うものの、奈良モデルにより、県が協力できることはあり、市町村間の調整を助けることができるといふことで協力しています。県の考え方としては、行財政効率を上げるということと、当然のことながら、ゴミを減らすということがありますので、広域化して大きな施設をつくる

から何でも燃やせばよいという議論をしたことは一度もありません。例えば天理市の施設については、焼却施設とリサイクルを含む中間処理施設が計画されておりますが、山村委員から発電量の話がありましたけれども、広域化による発電量をメルクマールとして計画を組み立てたことは、私の記憶では、なかったと思っております。品目についても、13品目が7品目になるという話がありましたけれども、全ての一般ごみがリサイクルが容易な資源ではないということは、ご承知のとおりだと思います。7品目というのは、効率的な品目数として市町村が決められたことです。共同処理については、市町村全てが一律参加するのではなく、一部の市町村においては広域化の道を選ばず、地域の住民とともに自分でやっていく道選ばれています。

○山村委員 わかりました。国の方針では、熱効率のよい大きなものをつくるころに、お金が多く出るということになっており、それ自身が間違っていると思っておりますが、それに対して奈良県は、リサイクルなど環境のために頑張っていくという姿勢を発信していただきたい。住民自身に取り組まないといけない問題ですので、市町村とともに丁寧な取り組みが必要だと思っておりますので、市町村任せではなく、県もともに、住民の理解を得ながら、奈良県のごみ環境が少しでも良くなるように取り組んでいただくようお願いしたいと思っております。

次に、奈良県中央卸売市場の改修計画についてです。

老朽化した施設を更新して、快適で誰もが使いやすい施設にすることは、長年の課題であり、必要なことであると思っております。改修に当たっては、本来の市場機能の充実を進めてほしいと願っているのですが、どのように取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

○前田中央卸売市場再整備推進室長 中央卸売市場の再整備については、令和元年9月に奈良県中央卸売市場再整備基本計画を策定しました。市場本来の卸売機能であるB to B、県民や観光客など一般の消費者を対象とした、地域の賑わいづくりを目的としたB to C、これらが相互に連携し、市場を核とした地域の活性化を目指したいと思っておりますので、そのように再整備計画には記載しております。具体的には、山村委員お述べのように、卸売機能は、県民に新鮮な生鮮食料品を供給することを目的としておりますので、今ある開放的な施設ではなく閉鎖的な施設になりますが、生産者から消費者に、一定の温度管理をした状態で食品を届けられるコールドチェーン化への対応を進め、市場機能の高度化を図りたいと考えております。

また、賑わいづくりにおいては、市場で取引される生鮮食料品を、買い物や食事楽しんでいただけるフードホールや、食材情報を地域の皆様や全国にも発信するイベントができる多目的ホールの整備などを進めていきたいと考えております。中央卸売市場を、まちづくりの重要な拠点として、地域の活性化を目指して再整備を進めていきたいと考えております。

○山村委員 生鮮食料品流通の中心の場所ということで、公正な価格を示すことで、生産者、消費者、地域の流通業者といった人たちがお互いに守られるという、引き続き、そのような重要な役割を果たしていただきたいと思います。特に、生産者、消費者、地域の流通業者が協力して、卸売市場の公的な役割を守っていくという意味で、平等な立場で公正公平に参加できる運営を行っていただきたいと思います。市場の活性化のためには、何よりも、多くの生産者がよい農産物を出荷できるよう支援することが必要であり、その取り組みに力を入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○前田中央卸売市場再整備推進室長 よりよい生鮮食料品を多く市場に集めるということですが、他の市場との差別化を図り、魅力ある市場とすることが重要であると考えております。そのためには、市場本来の卸売機能については、コールドチェーン化に対応した閉鎖型の施設整備などの高度化にあわせて、県産食材による創意工夫を生かした加工品の開発や、地場産品の集荷力の強化など、中央卸売市場そのものが奈良市場ブランドとして売り出せる、そういったことを創出していきたいと考えております。これらのことによって、昨今、生鮮食料品の物流形態が多様化している中で、本市場の集荷力を高め、他市場との差別化を図れるよう取り組んでいきたいと考えております。

○山村委員 わかりました。そのような取り組みを大いに進めていただきたいと思います。

関連して、市場の改修とともに、ホテルの建設などの賑わいや観光のための計画も大変目立っていると思うのですが、当事者はどのようなことを望んでいるのか伺いたいと思います。

○前田中央卸売市場再整備推進室長 他府県から商談に来られることがありますが、一番近い大和郡山市内のホテルは稼働率がかなり高く、なかなか市内で泊まることができないと聞いております。場内に宿泊施設があれば、市場の中で食べてもらうこともできますし、場内の事業者からも、宿泊施設があれば商談もうまくいくと、要望をいただいているところでは。

○山村委員 全体像のあり方については、きっちりと需要などを見きわめていただきたいと思います。

と思っております。過大な投資になったり、せっかくよいことをやろうとしているのに上手くいかないということにならないよう、中央卸売市場は、県民にとって本当に必要なもの、大事なものであるということを主軸においた進め方をしていただきたいと思います。

○小泉委員長 ほかに質疑がないようですので、これをもちまして、くらし創造部、景観・環境局、農林部、警察本部の審査を終わります。

きょうの質疑の中で、総括審査での質問はないですね。

明、3月17日火曜日は、午前10時より、地域振興部（南部東部を除く）、観光局、水道局、教育委員会の審査を行います。

それでは、これで本日の会議を終わります。